

ハードウェア製品およびソフトウェア製品の供給に関する一般取引条件

本書は、民間企業、公的機関、および特殊法人（以下「お客様」といいます。）との取引に適用されます。

1. 一般規定

- 1.1 弊社による製品の納入には、本書に定められる条件が適用されるものとします。お客様が提示する一般取引条件は、（弊社がその適用について明示的に異議を唱えなかった場合も）弊社が明示的に同意しない限り、適用されないものとします。本一般取引条件において「お客様」とは、本書の当事者である法人のみを意味します。
- 1.2 契約の締結以前若しくは契約締結時に口頭で行われた合意は、弊社が書面にて確認した段階で初めて有効となります。契約の変更は書面にて行う必要があります。書面にて行う必要がある旨の規定を変更する場合にも、同様の規定が適用されます。契約の締結方法として（DocuSign などの）電子署名が利用された場合も、本条項の「書面による確認」の条件を満たすものとします。
- 1.3 お客様が、弊社が提示した見積書を受領してから 2 週間以内にその見積書を承諾しない場合、弊社はかかる見積書を取り下げの権利を有するものとします。
- 1.4 概算見積書は法的拘束力を有せず、別途明示的に合意されない限り、変更される可能性があります。
- 1.5 弊社が提供する製品は、Statement of Work あるいは製品ユーザーマニュアル（www.etas.com/manuals）もしくは製品やサービスに付随する説明書に明記された方法で使用し、かつ法人間取引（B2B）である限りにおいて有効です。弊社が提供する製品は、（Statement of Work などの）書面による明示的な別段の合意がない限り、弊社が弊社製品を納入する場所（国）で使用する場合にのみ有効です。
- 1.6 本書の更新版が有効となるまで、製品の供給に関する本一般取引条件は、今後お客様に提供する一切の納入品に適用されるものとします。

2. お客様の協力義務

- 2.1 お客様は、弊社の製品やサービスの提供に関連するあらゆる事実を弊社に全て通知する義務を負います。弊社は、契約上の義務として別途両当事者間で明示的に合意されていない限り、お客様から提供されたデータ、情報またはその他作業内容の完全性および正確性について検証する義務を負わないものとします。お客様から提供された情報または文書が不完全、不正確、曖昧または客観的に実施不可能である場合、お客様は、弊社からの通知後直ちに必要な訂正または修正を行うものとします。お客様から提供された部品に欠陥または誤動作が発生し、弊社からお客様へその旨を通知した場合、お客様は、これを遅滞なく修正するかまたは修正させるものとします。
- 2.2 弊社従業員がお客様の構内で作業を行う場合、必要となるワークステーション、作業のための材料および工具類などの基本的設備を弊社従業員に無償で提供するものとします。その場合、お客様は、安全を保持するためのあらゆる法的義務を負うものとします。ただし、作業の性質またはお客様と弊社との過去の取り決めから別途合意がある場合はこの限りではありません。弊社は、必要な措置が講じられない場合、納入またはサービスの実施を拒否する権利を有するものとします。
- 2.3 お客様は、連絡担当者を指名するものとします。かかる連絡担当者は、契約の実施に関連する情報の授受ならびにソフトウェア製品の受取りおよび弊社への苦情または欠陥の連絡を行う権限を有するものとします。
- 2.4 お客様は弊社製品を適切に導入する責任を負い、実際の稼働に先立って検証するものとします。
- 2.5 お客様は、機能安全性を含む弊社製品の機能を検証し、検証結果を適切に保管するものとします。

3. 価格および支払条件

- 3.1 価格は、両当事者により合意された金額に、法定付加価値税（VAT）を加算した金額が適用されます。VAT は、輸出品に関する免税の前提条件が満たされている場合には請求されませんが、お客様がしかるべき文書を提出することを条件とします。
- 3.2 お客様が居住する国の現地法に従って付加価値税（VAT）あるいはその他の地方税が発生する場合、かかる税金はお客様が負担するものとします。
- 3.3 ライセンスやサービスの価格が、お客様が居住する国の現地法に従って源泉徴収税控除の対象となる場合、お客様は、支払われる価格から税金分を差し引き、管轄の当局に納付するものとします。源泉徴収税の減額または免除が可能な場合（お客様が居住する国と弊社が居住する国との間における二重課税防止条約が存在する場合）、当事者は、かかる減税または免除の申請が確立された規則に従って処理されることを確認するものとします。お客様は、源泉徴収された税の源泉徴収税証明書を弊社に提示する義務があります。
- 3.4 別途合意が存在しない限り、価格および引き渡しはインコタームズ 2020®の「DAP（仕向地持込渡し）」条件（梱包込み）に基づくものとします。
- 3.5 契約締結後に、特に、労働協約などによる賃金費用の変動または材料費の変動により原価が値上がりした場合、弊社は、弊社提示の価格を原価の変動に応じて改定する権利を留保します。ただし、前文の定めは契約締結日から納入日までの期間が 4 カ月を超えることを条件として適用されるものです。弊社は、お客様からご要望を受けた場合、その原価変動を証明する資料をお客様に提示するものとします。
- 3.6 スペアパーツおよび保証対象外の欠陥品の返送について、弊社は、手数料に加え、定額の輸送費および梱包費を合理的な範囲で申し受けるものとします。
- 3.7 別途書面にて合意されている場合を除き、請求書が発行された時点で支払い義務が発生するものとし、支払いは、請求日の翌月末迄に、いかなる控除もなく行うものとします。支払遅延が発生した場合、弊社は、法定金利にて遅延利息を請求する権利を有するものとします。なお、弊社が追加の損害賠償金を請求する権利には何ら影響はないものとします。
- 3.8 弊社は、代金引換払い、口座引落としなどによる同時払い、または前払いが行われることを前提として納品する権利を有するものとします。
- 3.9 弊社はさらに、弊社の支払額と日付の最も古い未決済の売掛債権とを対等額で相殺する権利を有するものとします。
- 3.10 お客様が反対債権を有する場合、その反対債権に異議が申し立てられていない、または最終的で法的拘束力を有する判決により反対債権が認められた、あるいは係属中の訴訟において反対請求が決定されることとなった場合に限り、お客様は支払いを留保するかまたは支払いをその反対債権と相殺する権利を有するものとします。
- 3.11 弊社は、契約の締結後に、お客様の支払能力不足により弊社の債権が危険にさらされる可能性があることを知り得た場合、前払いまたは担保の提供が行われている部分に限り、未履行の納入義務を履行する権利を有し、弊社が設定した前払いまたは担保提供期限の経過後に当該契約を終了または解除する権利を有するものとします。

4. ソフトウェアのライセンス許諾

- 4.1 弊社のソフトウェア製品は、有期または無期限のライセンスにより提供されます。いずれのライセンスの場合も、お客様には契約に規定されるライセンス形態に従ってソフトウェアを使用する基本的な（非独占的）権利が付与されます。関連会社を含む第三者が使用する場合は別途合意が必要です。別途明示的に合意されない限り、有期ライセンスを付与されたお客様は、そのライセンスの受領後 1 年間、対象のソフトウェアを使用することを認められ、その後当該ライセンスは自動的に終了します。ソフトウェアを次項で記載する形態以外の方法でサーバー上またはクラウド環境で使用する場合は別途合意が必要です。
- 4.2 ライセンス形態
 - (1) **PC 固定ライセンス**（マシンネームドライセンス）は、単一かつ固有の識別情報を持つローカルワークステーション（以下「ワークステーションなど」といいます）でユーザーがソフトウェアを使用することができるライセンスです。各ライセンスは、1 度に 1 ワークステーションまたは当該ワークステーションの 1 仮想マシンでのみ使用可能です。製品のドキュメンテーションまたはユーザーマニュアルに特段の記載がない限り、インターネットやネットワークアプリケーション（Microsoft リモートデスクトップ、サーバーなど）を介しての本ソフトウェアの使用は認められません。
 - (2) **ユーザー固定ライセンス**（ユーザーネームドライセンス）は、特定のユーザー 1 名がソフトウェアを使用することができるライセンスです。各ライセンスは 1 度に 3 台までのワークステーションまたは当該ワークステーションの仮想マシンで使用可能です。ワークステーションなどは使用時にお客様が設置および管理するライセンスサーバーに接続する必要があります。
 - (3) **コンカレントライセンス**（フローティングライセンス）は、お客様がソフトウェアを 1 度に 1 台のワークステーションまたは当該ワークステーションの 1 仮想マシンで使用できるライセンスです。ワークステーションなどは使用時にお客様が設置および管理するライセンスサーバーに接続する必要があります。
 - (4) **法人ライセンス**は、お客様の従業員のうち、任意の人数のユーザーが同時にソフトウェアを使用することができるライセンスです。ただし、このライセンス形態では、第三者へのソフトウェアの譲渡または（再使用許諾などによる）第三者によるソフトウェアの使用は認められません。
 - (5) **ボリュームライセンス**は、各製品、プロジェクト、プラットフォームおよび/あるいは期間につき契約により定められた数の複製が許可されるライセンスです。かかる製品、プロジェクト、プラットフォームを指定する手段として、明確な使用場所、使用するプロセッサおよびコンパイラの種類、使用期間を明記するものとします。
 - (6) **製品および/あるいはプロジェクト、プラットフォームライセンス**の場合、特定の製品、プロジェクト、あるいはお客様のプラットフォームに限り、契約書でライセンスの複製数を制限することなく使用を許諾します。かかる製品、プロジェクト、プラットフォームを指定する手段として、明確な使用場所、使用するプロセッサおよびコンパイラの種類、開発ライセンスの場合は開発期間を、量産ライセンスの場合は量産期間を明記するものとします。
 - (7) 上記ライセンス形態は、組み合わせで使用することができます。
- 4.3 別途書面による合意がない限り、ソフトウェアはバイナリコードの形式で納品されるものとします。
- 4.4 本条第 2 項第 (1) 号乃至第 (3) 号に記載されるライセンス形態について、お客様は、弊社から取得したライセンスキーを使用してソフトウェアを起動するものとします。本条第 2 項第 (1) 号の場合、お客様は別途ワークステーションの固有の識別情報を弊社のライセンス管理ツールに送信するものとします。また、本条第 2 項第 (2) 号に記載されるユーザーネームドライセンスの場合、ユーザーの固有の識別情報を弊社に通知するものとします。本条第 2 項第 (2) 号および第 (3) 号に記載されるライセンスの場合には、お客様は、弊社供給のライセンスチェックソフトウェアをライセンスサーバーにインストールする義務を負います。その際、お客様は別途ライセンスサーバーの固有の識別情報を弊社のライセンス管理ツールに送信するものとします。
- 4.5 ソフトウェアは、承認された使用のみを目的としてコピーインストールすることができます（これには、バックアップのみを目的としたバックアップコピーの作成が含まれます。）
- 4.6 本条第 2 項第 (5) 号、前項または著作権法第 47 条の 3 が適用される場合を除き、お客様は、弊社から提供されたソフトウェアのいかなる部分の変更、コピー、複製、リバースエンジニアリング、翻案または断片化も行うことはできません。
- 4.7 お客様は、データ媒体から英数字またはその他の識別記号を削除してはならず、バックアップコピーにデータを移動する場合にはデータを変更せずに行うものとします。
- 4.8 別途書面にて明示的に合意されない限り、お客様は、ソフトウェアを改作する権利を有しないものとします。
- 4.9 弊社のソフトウェアには、第三者ベンダーのフレームワーク要素が含まれている可能性があります。かかる要素により、異なるプロセス間およびプログラミング言語間でのやり取りが可能となります。お客様は、製品の拡張（いわゆる「アドオン」）の開発のみを目的として、そのために設計されたインターフェース上で当該技術を使用することができます。
- 4.10 本条第 4 条第 2 項（第 (4) 号の法人ライセンスの場合を除きます）に記載されるライセンス形態では、原則として、弊社の書面による事前の承諾なしに、本書に基づくソフトウェア製品の使用权を第三者に譲渡し、または再使用权を許諾してはならないものとします。お客様は、第三者にライセンスを譲渡することにより、種類を問わず複数の使用が認められることはなく、お客様が保有するシステムから当該ソフトウェアを削除する責任を負います。お客様は、その削除を行ったことを書面にて弊社に証明するものとします。またお客様は、その第三者が本「ハードウェア製品およびソフトウェア製品の供給に関する一般取引条件」に定められる規定を承諾することを定めた契約書を当該第三者と締結しなければなりません。お客様は、弊社からの要望に応じて、その契約の関連部分の写しを提示するものとします。ソフトウェアが保守サービス契約の対象となっている場合、お客様が締結されている保守サービス契約上の地位を第三者へ承継することはできません。弊社はお客様のご要望に応じて、譲受人に保守サービス契約を提案します。
- 4.11 別途明示的に合意されない限り、お客様は、インターネットなどの通信システムを介し、クラウドアプリケーションなどとして、弊社のソフトウェアまたはその機能を第三者（サービスプロバイダーなど）に利用させてはなりません。
- 4.12 原則として、弊社の書面による事前の承諾なしに、本書に基づくハードウェア製品を第三者に譲渡し、または再販売してはならないものとします。お客様が弊社のハードウェア製品に付随する形で取得したソフトウェアを第三者に譲渡する場合、必ず当該ハードウェア製品とともに当該ソフトウェアを譲渡するものとします。

- 4.13 コンピューターの入れ替えなどによるワークステーションあるいはライセンスサーバーの変更（以下、「リホスト」といいます。）は、マシンネームライセンスとフローティングライセンスの場合は6ヵ月に1度、ユーザーネームライセンスの場合は12ヵ月に1度だけ認められます。リホストには既存のライセンスの削除が必要です。リホスト頻度の乱用あるいは旧ライセンスの継続使用の場合、弊社は結果として生じた（ライセンス費用、保守費用などの）損害についてお客様に請求する権利を留保します。ソフトウェアを譲渡する場合またはワークステーションもしくはライセンスサーバーを変更する場合、かかるサービスについて、弊社は手数料を請求する権利を留保します。
- 4.14 別途明示的に合意されない限り、ソフトウェアのアップデート版およびアップグレード版は、納入されたソフトウェア製品の一部とみなされないものとします。弊社は、有効な保守サービス契約を締結することを条件として、アップデート版、アップグレード版および新リリース版を提供する権利を留保します。
- 4.15 シミュレーションモデルを使用許諾する場合には、追加の条件や異なる条件が適用される可能性があります。
- 4.16 保証の範囲内またはソフトウェア保守サービスの範囲内でソフトウェアの新版をお客様に提供する場合、その新版には前述のライセンス条件が適用されるものとします。その新版をインストールした時点で、お客様が旧版を使用する権利は終了するものとします。
- 4.17 弊社は、お客様に使用許諾したソフトウェアのアドオンとして他のプログラムまたはその一部を提供する場合、評価および試験を目的として、そのアドオンの非独占的に譲渡不可の有期ライセンスを使用する権利をお客様に付与します。別途明示的に書面にて合意されない限り、かかるアドオンの使用の有効期間は、インストール日から14日間に限定されるものとします（以下「グレースモード」といいます。）。お客様は、量産開発・製造を目的として、かかる有期ライセンスを使用する権利またはかかる有期ライセンスを第三者に提供する権利（再使用許諾による場合を含みます。）を有しないものとします。本ライセンスには、本第4条第4項乃至第7項の規定がそれぞれ適用されるものとします。
- 4.18 本一般取引条件に加えてイータスの「オープンソースソフトウェアに関する製品の見積条件及び販売条件への追加事項」が適用されます。本条項は www.etas.com/AGB-ETASGmbH からご確認いただくか、お客様の要請に応じて弊社からお客様に提供します。

5. ソフトウェア保守

- 5.1 お客様は、弊社と（別途合意される）ソフトウェア保守契約に加入している場合に限り、本条に記載されるソフトウェア保守サービスを受けることができます。かかるソフトウェア保守サービスを受けるためには、ライセンスと同時に申し込みいただく必要があります。本条に記載されるソフトウェア保守サービスは、使用許諾されたソフトウェアの最新プログラム版に関してのみ提供されます。旧プログラム版へのサポートサービスを受けるには両当事者間で別途契約を締結する必要があります。
- 5.2 別途書面にて合意されない限り、ソフトウェアの保守は以下のサービスから構成されるものとします。
- 一般的に利用可能なプログラムのアップデート版、新プログラム版の提供。これには欠陥の修正、機能の向上や技術的フレームワークへの適合化が含まれる可能性があります。
 - 重大なエラーを修正または回避するパッチおよび修正の提供。
 - エラー制限、エラー修正やエラー回避に関する情報の配布。
 - インストールおよび使用に関する日常的または基本的な問題（「使用方法」に関する質問）や欠陥に対して弊社の通常の営業時間内（祝日を除く月曜日から金曜日）に電話またはEメールにより行われる技術支援。
 - 弊社ライセンス&ダウンロードポータルへのアクセス。
- 5.3 ソフトウェアの保守には以下の各事項に対するサポートは含まれません。
- ソフトウェアの統合およびその統合による第三者製品への影響。
 - ソフトウェアを使用したアプリケーションの設計および開発。
 - 合意または指定された運用環境以外でのお客様によるソフトウェアの使用。
 - 弊社が提供していない製品に起因する問題およびエラー。
- 5.4 ソフトウェアの保守を受けることにより、システムの可用性やフェールセーフの安定性が弊社により約束されることはありません。
- 5.5 合意されたソフトウェア保守は、お客様のためのみ提供されるものです。第三者に対してソフトウェア保守を譲渡することは禁じられています。
- 5.6 別段の合意がない限り、ソフトウェアの保守期間は、ソフトウェアの納入・提供日から1年間とします。無期限のライセンスについては、その後も1年毎に対象ソフトウェアに対する保守契約を遅滞なく更新することで保守契約を継続することができるものとします。
- 5.7 弊社は、お客様がソフトウェア製品につき保守サービス契約を解約し、または更新しなかった場合で、お客様が当該ソフトウェア製品につき再度保守サービス契約の締結を希望するときは、保守終了時に遡って保守費用を申し受けます。さらに、遡り手数料として、遡りを希望する時点で有効なライセンス料金の1.5%に、遅延した月数を掛けた金額を申し受ける権利を留保します。
- 5.8 お客様の協力義務は、ソフトウェア保守サービスにも適用されるものとします。特に、お客様は、弊社のソフトウェアおよびサービスをお客様が用いることによってもたらされた結果に対して引き続き責任を負うものとします。
- 5.9 ソフトウェア保守の提供に必要な範囲において、お客様は、プログラムコード、構成、プロトコルデータなどの追加情報や必要なリソースを提供し、システムへの（リモート）アクセスを可能にします。
- 5.10 連邦データ保護法 (BDSG) の第62項/一般データ保護規約 (GDPR) の第28条に従い弊社がデータ処理業者としての役割を果たす限りにおいて、個別の発注、保守契約あるいは補償に関連する、ソフトウェア保守サービス、ハードウェア修理、校正サービスに伴うデータ処理は www.etas.com/GTC-ETASKK に掲載され、お客様の要請に応じて弊社からお客様に提供するお取引条件（イータス株式会社）に基づく取決事項が適用されるものとします。

6. 遵守状況の確認

- 6.1 弊社は、お客様がソフトウェアについて契約上承認されたとおりに使用されているかを確認する権利を有します。そのため、弊社は、お客様がソフトウェアをインストールし使用するあらゆる場所および環境にて、お客様が合意された使用許諾条件を遵守していることを確認する権利を有します。また弊社は、その確認を関連会社や独立した監査人に委託する権利を有するものとします。ただし、その関連会社や独立した監査人が書面による秘密保持契約に基づき相応の守秘義務を果たすことを条件とします。

- 6.2 お客様は、提供されたソフトウェアを契約上合意されたとおりにインストールし使用していることを証明する監査可能な証拠として十分な記録、システム出力およびその他システムデータを作成し、保持し、弊社または弊社の監査人に提供することを約束します。かかる確認により、矛盾やお客様による義務の不履行を示す事実が特定された場合、弊社はその旨を遅滞なくお客様に通知します。

7. 納入、納入期限、遅延

- 7.1 弊社は、別途合意された出荷日および納入期限を遵守するものとします。ただしお客様が協力義務を果たすこと、特に機器、文書、許可書、調査書、認可書などを提供し、合意された支払条件を遵守することを条件とします。お客様の協力義務が適切にまたは適時に実施されない場合、それに相応する期間、納入期限が延期されるものとします。
- 7.2 納入期限の不履行の原因が、戦争または類似の紛争、テロリストによる攻撃、疫病、輸入・輸出制限（弊社のサプライヤーや下請業者に影響を与える事由を含みます。）など、弊社が責任を負うことのできない不可抗力事由またはその他妨害事由である場合、合意された納入期限は、かかる支障が生じている期間に応じて延期されるものとします。この定めは、弊社または弊社のサプライヤーが関連する可能性のある労働紛争にも適用されます。
- 7.3 納入遅延による補償に関するお客様からの請求には、第12条の規定が適用されるものとします。
- 7.4 お客様の責に起因する出荷遅延もしくは納入遅延（受入れの不履行）が発生した場合またはお客様が過失により協力義務を遵守しない場合、弊社はそれにより生じた損失または損害について請求する権利を有するものとします。弊社は、実際に発生した損失または損害の証拠を提示することなく、未完了の各月につき、関連する製品またはサービスの価格の0.5%に相当する金額にて追加費用を一括で請求する権利を有するものとしますが、総額で、関連する製品またはサービスの価格の5%を超えないものとします。ただし、両当事者は、当該金額よりも高額または低額の損失または損害の証拠を提示する権利を有するものとします。お客様にとって不当でない限り、弊社は、製品の一部を納入し、相応する請求書を発行することができるものとします。

8. 苦情および欠陥の通知

- 8.1 お客様が弊社の製品の受領後、品質欠陥（お客様と弊社間で別途書面による合意事項がない限り、専ら当該製品について Statement of Work あるいは製品ユーザーマニュアルにおいて明示された仕様との不適合をいいます。）を認識した場合、直ちに（製品の受領後15日以内とします。）書面による通知を送付するものとします。かかる通知書は、納入時の箱ラベル、内容表示ラベル、同梱の検数票または管理票とともに提出するものとします。品質欠陥に関するその他の苦情については、上記と同様に発見時に直ちに弊社に通知するものとします。弊社が欠陥通知を受領した日が通知日となります。
- 8.2 苦情に正当な根拠がない場合、弊社は、発生した費用の補償をお客様に要求する権利を有するものとします。
- 8.3 弊社が上記の期限内に欠陥通知を受領しない場合、お客様は、納入品の受け入れを拒否する権利を有しないものとします。
- 8.4 輸送上の損害に対する請求は、適用法および契約上の制限の範囲内で行うものとします。
- 8.5 お客様は、軽微な欠陥により納入品の受入れを拒否する権利を有しないものとします。

9. 品質欠陥

- 9.1 品質欠陥の請求期限は、製品の引き渡し後（危険負担の移転後）24ヵ月とします。
- 9.2 上記の期限内に品質欠陥が発生し、その原因が危険負担の移転時に既に存在していた場合、弊社は、自己の裁量にて、欠陥の修正または欠陥のない製品の納入のいずれかの形で事後対応するものとします。ソフトウェアの場合、補償の請求はエラーが再現可能であることおよびお客様が受け入れたかまたは採用した最終の改定版バージョンでエラーが発生することを条件とします。
- 9.3 事後作業として欠陥の修正を行う場合、その欠陥は、弊社の裁量により、お客様の構内または弊社の施設のいずれかで修正されるものとします。お客様は、当該欠陥を修正するために必要となりお客様が入手できる文書および情報を弊社に提供するものとします。欠陥のない製品を納入することにより欠陥を修正する場合、弊社は、そのソフトウェアの新たな改定版バージョンまたは新版を納入する権利を有するものとします。
- 9.4 前述の請求期限は、事後作業により新規に起算されることはありません。
- 9.5 事後作業が行われない場合、お客様は、損害賠償請求の可能性を損なうことなく、契約を解除するかまたは法規定に従って代金を減額することができます。
- 9.6 事後作業に必要な費用、特に輸送費、旅費、労務費および材料費に関するお客様からの請求には、法規定が適用されるものとします。ただし、製品の納入後、お客様の事業所以外の場所に移動したことにより当該費用が増額された場合には、かかる増額分は除外するものとします。ただし、あらかじめ指定された当該製品の使用場所への移動の場合はこの限りではありません。
- 9.7 合意された品質からの軽微な逸脱、あるいは有用性のわずかな低下の場合、事後作業に伴うお客様による損害賠償請求は排除されます。ただし、お客様のその他の権利および請求権には何ら影響はないものとします。
- 9.8 以下の事項は、品質に関する欠陥とみなされないものとします。
- 通常の損耗。
 - 危険負担の移転後に不適切な取扱い、操作、保管もしくは組立て、インストールまたは取扱いの指示の不遵守、および過度の負担もしくは酷使により生じた商品の特性または損傷。
 - 不可抗力事由もしくは契約条項において予測できないかもしくは契約では想定されていない方法もしくは通常の使用方法ではない方法での製品の使用に起因する特別な外的作用により生じた商品の特性または損傷。
 - ハードウェア製品またはソフトウェア製品で再現できないエラー。
- 9.9 お客様または第三者が指定インターフェースを介して拡張を行ったソフトウェア製品に関して、弊社は、そのインターフェースまでの品質欠陥についてのみ責任を負います。弊社は、ソフトウェアとお客様のデータ処理環境、特にお客様が実装するソフトウェア製品およびハードウェア製品との互換性または相互運用性について一切責任を負わないものとします。
- 9.10 お客様は、ソフトウェアの品質欠陥に起因する損害の影響を防止または制限するために必要となり合理的に予想されるあらゆる措置を講じるものとし、特に、一切のプログラムおよびデータのバックアップを合理的な範囲で定期的実施するものとします。
- 9.11 お客様から指定された設計または材料による製品の場合、弊社は、その設計または材料の選択に基づく製品の品質について責任を負わないものとします。

- 9.12 お客様の救済請求権は、お客様による請求が、欠陥に対する法定上の請求を上回らない場合、およびお客様自身の顧客との契約（任意や善意に基づく規定）に基づくものではない場合に限り、存在するものとします。
- 9.13 お客様が弊社の修理担当部門にその欠陥の改善を依頼しなかった場合、品質に関する欠陥についての請求（お客様の救済請求を含みます。）は排除されるものとします。
- 9.14 その他一切の点につき、品質保持に関し、弊社の損害賠償義務は、本第 12 条の条項が適用されるものとします。お客様が本第 9 条または第 12 条の対象とならない品質欠陥に関して行った請求は排除されるものとします。
- 9.15 第三者の財産権の侵害に起因しない権原に関する瑕疵については、本第 9 条の規定が準用されるものとします。

10. 保証の排除

- 10.1 適用法により禁止されていない限り、本一般取引条件に定める保証は、弊社または弊社のサプライヤーもしくはサービス業者の側における商品性または特定目的適合性の黙示の条件または保証を含め、あらゆる明示、黙示または制定法上の条件または保証に代わるものです。排除することのできない黙示または制定法上の一切の保証は、本一般取引条件に定める明示の保証の有効期間に限定されます。弊社は、間接損害、付随的損害もしくは派生的損害、使用機会もしくはデータの喪失、逸失利益または事業の中断などのいかなる損害についても、その主張される損害が保証、不法行為（過失および厳格責任を含みますが、人身傷害を除きます）、契約または免責に基づくか否かにかかわらず責任を負いません。

11. 著作権および関連の保護される権利

- 11.1 お客様またはお客様が株式もしくは議決権の過半数を直接もしくは間接的に保有する企業が第三者の産業財産権または著作権（以下「保護権」といいます。）を所有しているかまたは所有していた場合、弊社は、当該保護権の侵害に起因する請求について責任を負いません。
- 11.2 弊社は、保護権の侵害に起因する請求について責任を負いません。ただし、かかる保護権が少なくとも欧州特許庁（European Patent Office）（EPO）、ドイツ連邦共和国、フランス、英国、オーストリア、米国、もしくは日本のいずれかにおいて公表されている場合にはこの限りではありません。
- 11.3 お客様は、保護権の侵害（の疑い）または侵害の危険を知り得た場合、直ちに弊社に通知するものとし、弊社からの要望に応じて可能な限り弊社が訴訟（裁判外手続きを含みます。）を行うことを認めるものとします。
- 11.4 保護権を侵害している製品について、弊社は、自己の裁量にて、当該製品の使用权を取得するか、当該製品の侵害を回避できるよう修正するかまたは当該製品を、その保護権を侵害しておらず当該製品に相当する適切な製品と交換することができるものとします。合理的な状況によりまたは合理的な期間内に当該権利を取得することができない場合、お客様は、当該契約を終了する法定上の権利を得るものとします。上記の前提条件に従って、弊社も終了する権利を取得するものとします。これに伴い、本第 14 条の規定が適用されるものとします。弊社は、保護権の侵害が最終的かつ有効な判決により認められていないかまたは弊社がそれを認めていないとしても、本第 11 条第 4 項の第 1 文目の条件に基づき、自己の裁量にて措置を講じる権利を留保します。
- 11.5 お客様が保護権の侵害について責任を負う場合またはお客様が第三者による請求に対して十分に弊社を保護しなかった場合、お客様による請求は排除されるものとします。
- 11.6 また、製品がお客様指定の仕様もしくはお客様の指示に従って製造されたものである場合、または保護権の侵害（の疑い）が、弊社の製品を弊社から提供された製品ではない別の製品と併用したことにより起因する場合、あるいは弊社が予測できなかった方法で製品が使用された場合、お客様による請求は排除されるものとします。
- 11.7 その他一切の点につき、保護権が侵害された場合に弊社が負う損害賠償金の支払義務には、本第 12 条の規定が適用されるものとします。
- 11.8 保護権の侵害に基づく請求の期限については、第 9 条第 1 項の規定が準用されます。
- 11.9 本第 11 条および第 12 条の規定が適用される、第三者の保護権の侵害に関しては、お客様による請求以外の請求は排除されるものとします。
- 11.10 弊社の製品には標準規格（モバイルサービス標準、WLAN 標準など）に準拠した部品、第三者の知的財産権を利用した統合電子機器、および/あるいはサブサプライヤーが提供する関連ソフトウェアを含み、第三者の知的財産権を利用する場合があります。別段の合意がない限り、製品に対するかかる第三者の知的財産権を使用するためのライセンス、およびかかる第三者の知的財産権に基づくお客様に対する申し立てに対する補償は、弊社の成果物として一切含まれておりません。お客様は、これらの第三者の知的財産権の所有者から直接ライセンスを取得する必要がある場合があります。「標準規格」とは技術仕様または機能のうち (i) 標準化団体（とりわけ ETSI または IEEE）によって採用されたもの、(ii) 技術的適合性または互換性を確保するために研究機関、企業またはその他の市場参加者によって定義されたもの、あるいは (iii) 特定の技術分野における一般的な慣行によって確立されたものを指します。
- 11.11 お客様が弊社製品に含まれる標準規格を実装した部品、統合電子機器、および/あるいは関連ソフトウェアを使用することにより第三者の知的財産権が侵害されたと申し立てられた場合、弊社は、かかる申し立てに対する要求に応じてお客様に関連情報を合理的に提供します。これには、弊社が管理し、お客様に提供する権利があるすべての文書の提供が含まれます。

12. 損害賠償、製造物責任

- 12.1 弊社は、契約上の義務または契約によらない義務の違反に関し、以下のいずれかに該当する場合に限り、損害賠償（以下「補償」といいます。）について責任を負うものとします。
- 意図的な行為または重大な過失。
 - 致命傷もしくは人身傷害または健康被害。
 - 品質または耐久性に関する保証の実行。
 - 重大な契約上の義務違反。
 - その他強制的な賠償責任。
- 12.2 ただし、重大な契約上の義務違反に際して支払われる本件補償額は、故意の行為や重大な過失、あるいは致命傷や人身事故、健康被害、品質保証の想定に起因する場合を除き、契約の種類に特有の予見可能な損害に限定されます。
- 12.3 弊社の製品は時として、電子システムに影響を与えたり、これを制御したりすることがあります。それらの動作は、生命もしくは身体に対する危害または物的損害を招く場合があります。よって、弊社の製品は、資格のある専門職員だけが操作することを意図しています。弊社は、不適切な操作または意図されていない方法での使用により生じた損害に対しては責任を負いません。

- 12.4 弊社製品を安全性に関連した車両挙動への介入のために使用する場合（車両バスシステムのシミュレーションに使用する CAN など、またはパワートレイン、シャシーもしくはボディシステムを制御する、車載電子制御ユニットなどの車両制御装置に介入するバイパスなど）、ならびに弊社製品が、故障時には生命および身体に対し危険を及ぼす電子制御装置とともに配置される場合、ユーザーは、危険発生時にシステムを確実に安全な状態にするための装置（緊急停止モードまたはリンプホーム運転など）を設置する義務を負います。
- 12.5 弊社は、お客様自身のソフトウェアもしくはハードウェアの使用またはインターフェースを介して弊社製品にアクセスした場合の弊社製品への影響または弊社製品に対する不具合につき、弊社製品の性能、操作性および安全性については責任を負いません。
- 12.6 使用許諾されたソフトウェアの欠陥または不具合によりお客様のデータまたはプログラムの喪失または毀損が生じた場合でも、弊社の賠償責任には、そのデータまたはプログラムの復旧の費用は含まれません。よって、お客様は、定期的にデータのバックアップを実施する義務を負います。
- 12.7 上記の規定は、証拠の破棄と解釈されないものとします。
- 12.8 弊社側の責任が排除または限定される限りにおいて、その排除または限定は、弊社の従業員、代表者または代理人の利益のため、同様に適用されます。
- 12.9 強行法規の規定により禁止されていない限り、支払われるべき本賠償金は、本一般取引条件に基づく個別契約に従いお客様が弊社製品に対し支払う代金または料金の額に限定されます。弊社は、弊社製品の使用または本一般取引条件に基づく弊社義務の履行もしくは不履行に起因する、間接損害、付随的損害、派生的損害、特別損害もしくは懲罰的損害、逸失利益、売上の喪失、暖簾の喪失、事業の中断またはデータの喪失につき、契約または不法行為（過失、厳格責任その他いかなる法理に基づくかを問いません）に基づく請求であるか否かを問わず、一切の責任を排除します。

13. 所有権留保

- 13.1 弊社は、現在および将来における取引関係に基づき弊社がお客様に対し有している一切の債権が弁済により完全に消滅するまで、納入した物品の所有権を留保するものとします。
- 13.2 所有権を留保している製品に保守が必要な場合、その保守はお客様の費用にて行うものとします。
- 13.3 お客様は、通常業務の過程において弊社製品を加工または接続する権利を有するものとします。弊社は、本第 13 条第 1 項に規定される弊社の債権の担保として、かかる加工または接続により作製された製品の共同所有権を取得するものとします。この時点で、お客様は、既に弊社にその共同所有権を譲渡したものとします。契約上の付随的義務として、お客様は、弊社が共同所有権を有する品目を無償で安全に保管するものとします。弊社の共同所有割合は、弊社製品の価値とかかる加工または接続により作製されたその加工または接続時の品目の価値（請求金額（VAT 込み））との関係により決定されるものとします。
- 13.4 本第 4 条第 11 項に基づき再販売が承諾された場合、お客様は、通常業務の過程において、前払いまたは所有権の留保を条件として製品を再販売する権利を有するものとします。弊社製品がさらに加工されているか否かにかかわらず、この時点で、お客様は、既に弊社製品のかかる販売から得る一切の債権と一切の付随権利を完全に弊社に譲渡するものとします。譲渡した債権は、本第 13 条第 1 項に基づく弊社の債権の担保となります。またお客様は、譲渡した債権を回収する権利を有するものとします。お客様が弊社に対する支払義務を履行しなかった場合、特にお客様が支払いを滞納するもしくは支払いを停止した場合または債務免除を目的として破産手続きもしくは類似の申請が行われている場合、弊社は、本第 13 条第 4 項に規定されるお客様の権利を取り消すことができます。さらに、お客様の財務状況が悪化した場合もしくはそのおそれがある場合またはお客様が破産した場合、本第 13 条第 4 項に規定されるお客様の権利を取り消すことができますものとします。
- 13.5 お客様は、弊社からの要望に応じて、弊社が所有権または共同所有権を有する製品の販売先とお客様がその販売から得た債権について弊社に書面にて直ちに通知するものとします。またお客様は、当該債権の譲渡に関して公的に認証された捺印証書を自己の費用にて弊社に発行する義務を負うものとします。
- 13.6 お客様は、弊社が所有権もしくは共同所有権を有する製品または弊社に譲渡した債権をその他の方法で処分する権利を有しないものとします。お客様は、弊社に帰属する製品の権利または債権の全部または一部の差押えまたはその他減損が行われた場合、直ちに弊社に通知する義務を負うものとします。お客様は、弊社が所有権を留保しているかまたは担保として保有する弊社の財産への第三者によるアクセスを中止するために発生する費用を全額負担するものとし、その財産を第三者から回収することが不可能でない限り、その財産を取り戻すものとします。
- 13.7 弊社の担保価値が債権総額を 10% 超上回っている場合、弊社は、お客様のご要望に応じて、弊社の裁量にて、その分の担保を解除することができるものとします。

14. 解除・終了

- 14.1 お客様が契約上の義務を遵守しない場合、例えば、合理的な猶予期間の満了後に支払いを行わない場合、弊社は契約を解除または終了する権利を有するものとします。かかる解除または終了により、契約または法律によって与えられたその他の権利には影響を与えないものとします。
- 14.2 お客様が支払いを停止した場合または債務免除を目的として破産手続きもしくは類似の申請が行われている場合、弊社は、直ちに（猶予期間なく）契約を解除または終了する権利を有するものとします。
- 14.3 以下のいずれかの場合、弊社は、猶予期間を与えることなく、契約を解除または終了する権利を有するものとします。
- お客様の財務状況が悪化した場合またはそのおそれがある場合で、その結果お客様が弊社に対する支払義務の履行能力が危険にさらされている場合。
 - お客様が破産した場合。
- 14.4 本書に署名した後、法令および/あるいは規制の変更により契約内容の履行が困難になった場合、弊社は契約を解除または終了する権利を留保します。
- 14.5 お客様は、弊社による契約の解除または終了の宣言を受けた後直ちに、弊社が所有権を留保している製品へのアクセス権を弊社に提供する義務を負うものとし、当該製品を弊社または指定された代理人に提供する義務を負うものとします。弊社は、弊社の正当な債権を回収するために、事前通知を行った上で、弊社が所有権を留保している製品を所有することができるものとします。
- 14.6 本第 14 条に記載される権利は、法定上のその他の権利に影響を及ぼすことなく追加されるものとします。

15. 輸出管理および税関

- 15.1 いずれの当事者も本書において、外国貿易法（禁輸措置およびその他の制裁措置を含む国内ならびに国際的な（再）輸出管理および関税規制を含みますが、これに限定されません）によってその履行が禁じられ、又は損なわれる限りにおいて、その義務の履行を拒否する権利を有します。ここに述べる外国貿易法とは、その定めるところに従い本書に適用される法をいいます（以下、「外国貿易法」といいます）。そのような場合、外国貿易法によりその履行が禁じられる、又は損なわれる当事者は本書を解除することができますものとします。
- 15.2 ライセンス取得、認証、その他類似の手続き、または他の外国貿易法による手続き（以下「認証」といいます。）に関して、本書に基づく義務の履行に遅延が生じた場合、かかる義務の履行期限は、遅延期間に応じて延長あるいは変更され、いずれの当事者もかかる遅延に関して責任を負わないものとします。申請を提出してから 12 か月以内に当局による認証が拒否または付与されなかった場合、当局による認証が契約の履行条件である場合に限り、いずれの当事者も、契約を解除する権利を有するものとします。技術的または法的な理由により部分的な履行が排除される場合、または一方の当事者が部分的な履行に合意しない場合、本書全体が解除されるものとします。
- 15.3 外国貿易法により本第 15 条第 1 項に基づく履行の禁止または妨害が発生した場合、または第 15 条第 2 項に基づく遅延が発生した場合、いずれの当事者もその理由を不当な遅延なく他方当事者に通知するものとします。
- 15.4 弊社の要望により、お客様は、該当する外国貿易法を遵守するために必要である、あるいは当局が要請する情報および書類を提供するものとします。かかる義務には、最終顧客/ユーザー、目的地、製品およびサービスの最終用途に関する情報の提供が挙げられますが、これらに限定されません。お客様が合理的な期間内にそのような情報を提供しない場合、弊社の裁量により、本書に基づく義務の履行を拒否する、あるいは契約を解除する権利を有するものとします。
- 15.5 お客様が製品およびサービスを第三者（特にお客様の関連会社）に提供する場合、お客様は適用される外国貿易法を遵守するものとします。お客様がこの義務に違反した場合、弊社は本書に基づく義務の履行を拒否し、正当な理由で契約を解除する権利を有するものとします。
- 15.6 適用される法律上許容される範囲において、弊社は、本書に基づく義務履行の拒否または本第 14 条第 1 項、第 14 条第 2 項、および第 14 条第 4 項に基づく契約の終了に関連する、またはそれに起因する一切の請求に関し、いかなる責任も負わないものとします。
- 15.7.1 国境を越えて弊社に製品を配送する場合、お客様は、出荷に関する完全かつ正確な輸入税関申告を行う目的で、商業送り状および納品書などの、必要なすべての書類と情報を弊社に提供する義務を有します。弊社への無償配送の場合、お客様は、プロフィールインボイスにて公正な市場価格を申告し、「通関目的のみ」と注記を記す義務があります。かかる価格には、ハードウェアやソフトウェアなど、商品のすべてのコンポーネントが含まれている必要があります。
- 15.7.2 納品書または見積書に別段の明示的な合意がない限り、国境を越えてソフトウェア、テクノロジー、またはその他のデータ（地図データなど）を提供する場合は、電子的手段（電子メールまたはダウンロードなど）によってのみ実行されるものとします。組み込みソフトウェア（ハードウェア上でフラッシュされるソフトウェア）の提供については、本条項は適用されないものとします。

18 秘密保持

- 18.1 弊社の営業情報および技術情報（弊社製品の購入価格、納入され得る品目またはソフトウェアから得ることができる特性、その他の知識または経験など）はいずれも、これが公知であることを証明できない限り、第三者に対して秘密を保持するものとします。当該情報は、お客様自身の業務において、お客様自身の会社内の人員のうち、当該情報の使用に必然的に関与しなければならず、かつ、秘密保持義務に服している者に対してのみ利用に供することができます。当該営業情報および技術情報は、引き続き弊社の独占的財産とします。当該情報は、弊社の書面による事前の承諾なしに、複製または商業的に使用することはできません。弊社の要請により、弊社を提供元とする一切の情報（その写しおよび記録が作成された場合はそれを含みます。）ならびに貸借物は、直ちに、かつ、完全に弊社に返却するかまたは廃棄しなければなりません。
- 18.2 弊社は、本第 18 条第 1 項に定める情報に対する一切の権利（著作権、および特許、実用新案、半導体回路配置保護などの産業財産権の出願を行う権利を含みます。）を留保します。

19 雑則

- 19.1 本一般取引条件または本一般取引条件に基づき締結した契約のいずれかの条項が無効であるか、無効となった場合でも、残りの条項の有効性に影響を及ぼすことはありません。契約両当事者は、無効となった条項を、その条項で求める経済的効果に最も近い有効な条項と置き換えるものとします。
- 19.2 本書に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。但し、お客様が以下のいずれかに該当する場合、弊社の裁量にて、登記上の営業所所在地に対して管轄権を有する裁判所を管轄裁判所とします。
- 売買業者である場合。
 - 日本国内に一般的な管轄権を有していない場合。
契約の締結後にお客様が本籍地もしくは通常の居住地を海外に移転した場合または訴訟が提起された時点でお客様の本籍地もしくは通常の居住地が把握されていない場合。
- 弊社はまた、お客様の登記上の営業所または支店の営業所所在地に対して管轄権を有する裁判所に訴訟を提起する権利を有するものとします。
- 19.3 弊社とお客様との間における法的な関係はすべて、抵触法に関する規定および国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）を排除し、日本法に準拠するものとします。
